

第57回国連婦人の地位委員会(CSW)について聞く会

CSW優先テーマに関する取組



あなたがいる

わたしがいる

未来がある

内閣府男女共同参画局推進課
暴力対策推進室



女性に対する暴力根絶の
ためのシンボルマーク

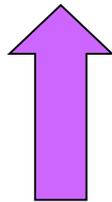


女性に対する暴力をなくす運動

女性に対する暴力の根絶

□ 女性に対する暴力

配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等を含む広範囲な概念

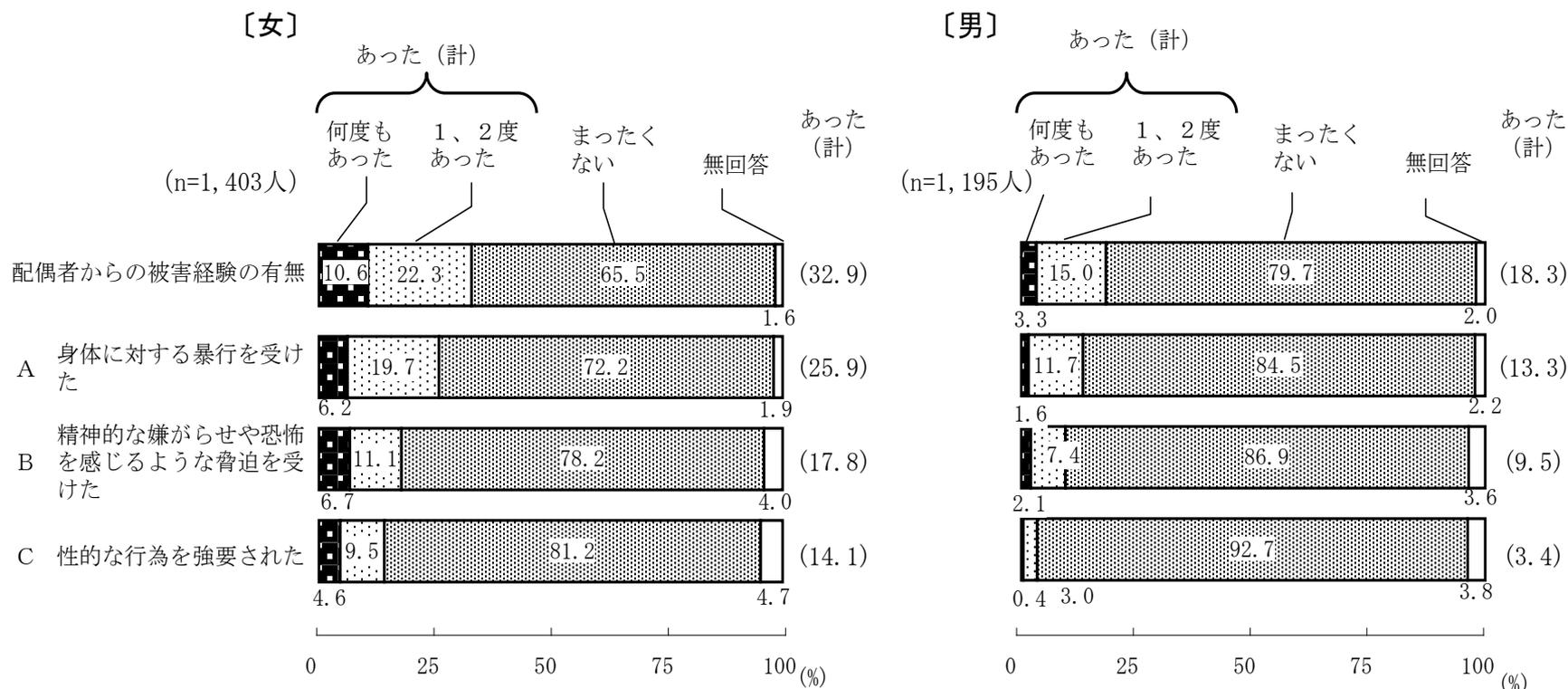


女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、その根絶は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要課題

配偶者等からの暴力の実態

「男女間における暴力に関する調査」結果①

女性の約3人に1人は配偶者から被害を受けた
ことがあり、約10人に1人は何度も受けている

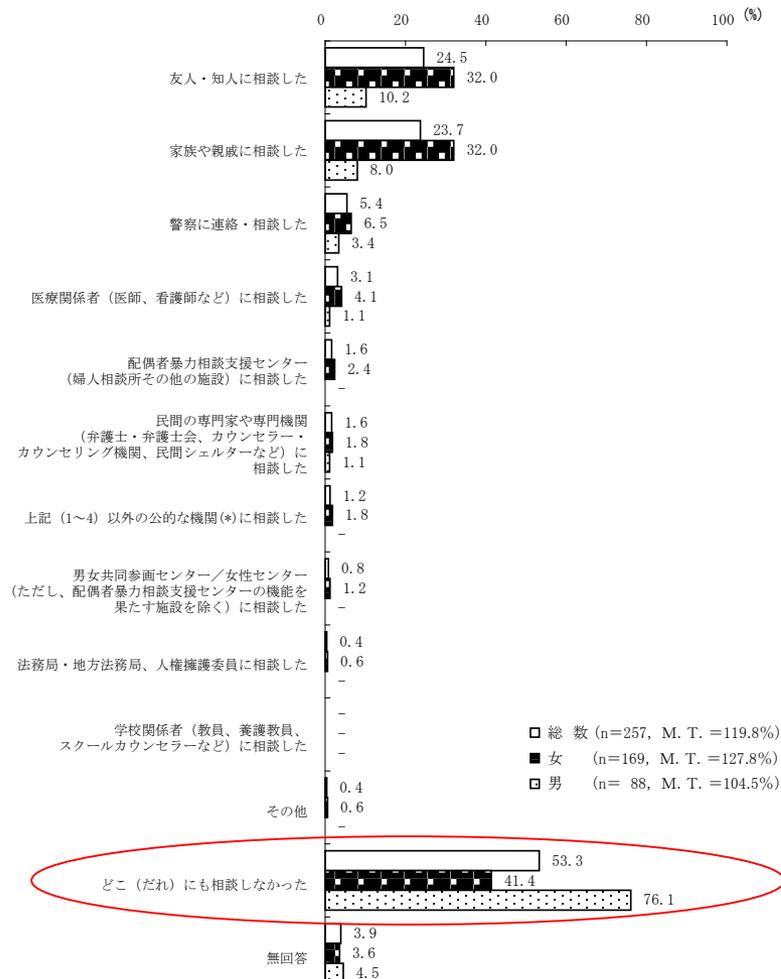


配偶者等からの暴力の実態

「男女間における暴力に関する調査」結果②

被害を受けた女性の約4割はどこにも相談していない。

図3-3-3 配偶者からの被害の相談先(複数回答)

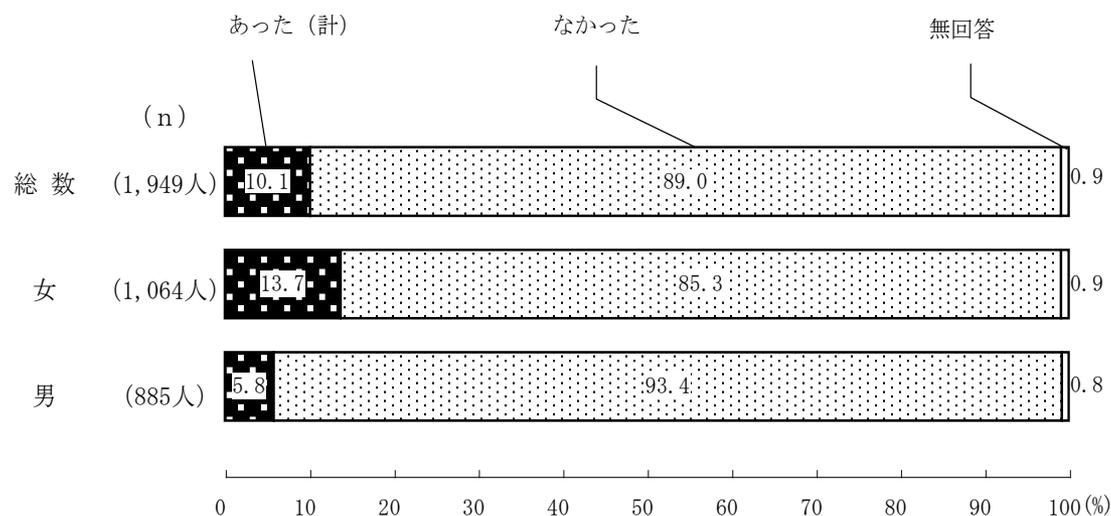


<どこ(だれ)にも相談しなかった人の理由>
 ◆相談するほどのことではないと思ったから 62.8%
 ◆自分にも悪いところがあると思ったから 39.4%
 ◆自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから 24.8%
 ◆相談してもむだだと思ったから 19.7%

配偶者等からの暴力の実態

「男女間における暴力に関する調査」結果③

10歳代から20歳代の頃に、約10人に1人は
交際相手から被害を受けたことがある。

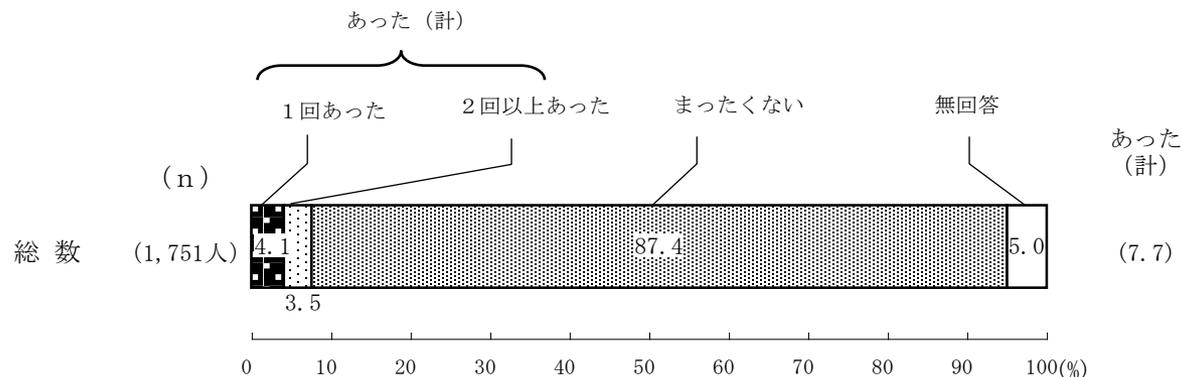


性犯罪の実態

「男女間における暴力に関する調査」結果④

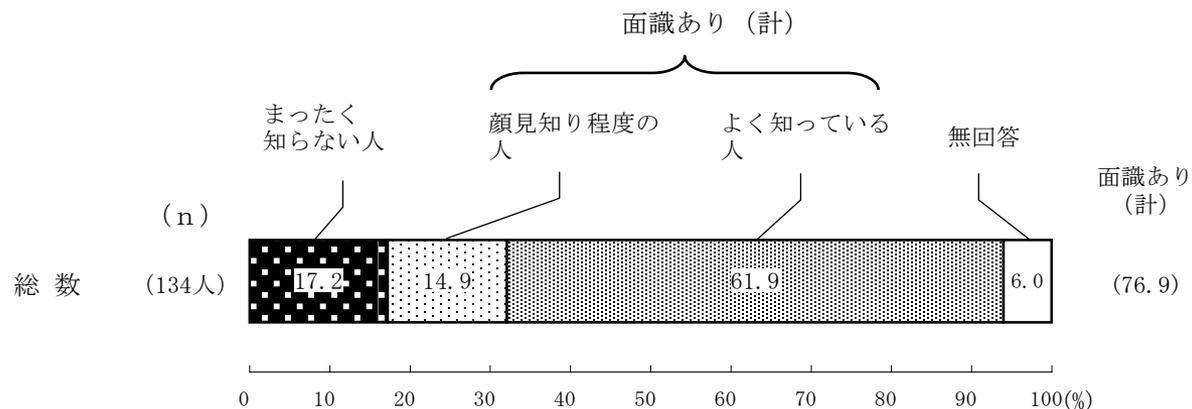
○ 女性の8%は異性から無理やりに性交された経験がある。

図 異性から無理やりに性交された経験の有無



○ 約4人に3人は加害者と面識があった。

図 加害者との面識の有無

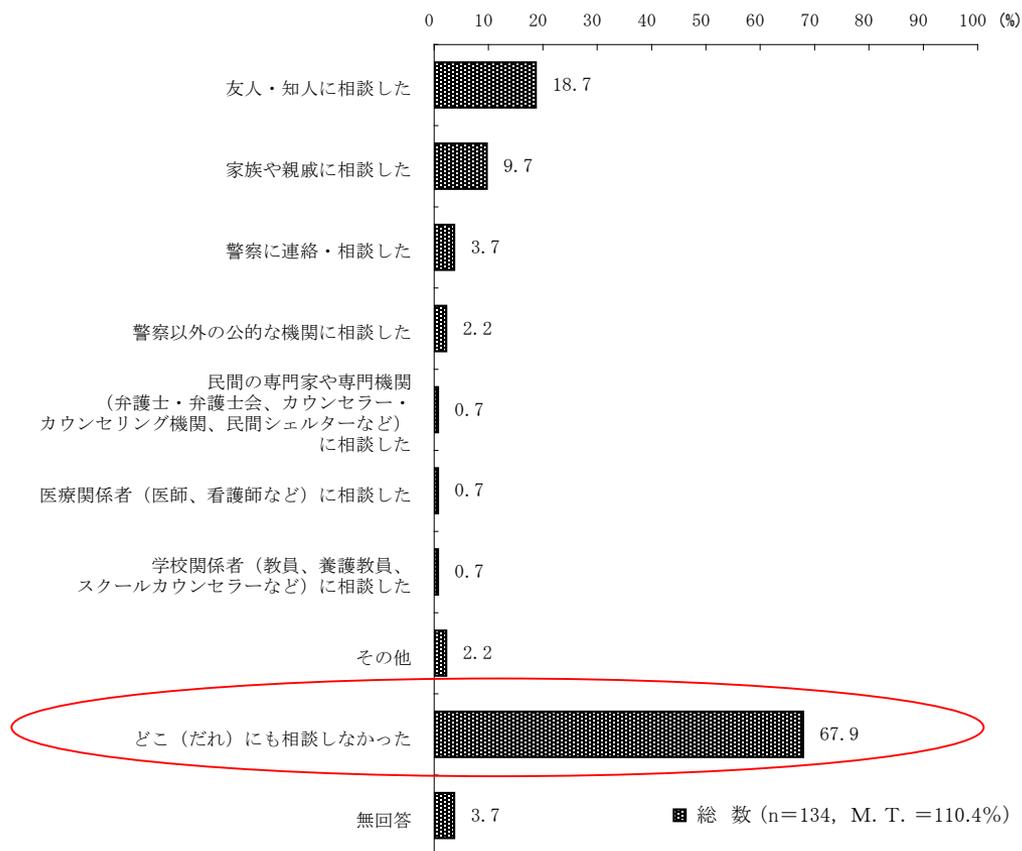


性犯罪の実態

「男女間における暴力に関する調査」結果⑤

被害を受けた女性の約7割はどこにも相談していない。

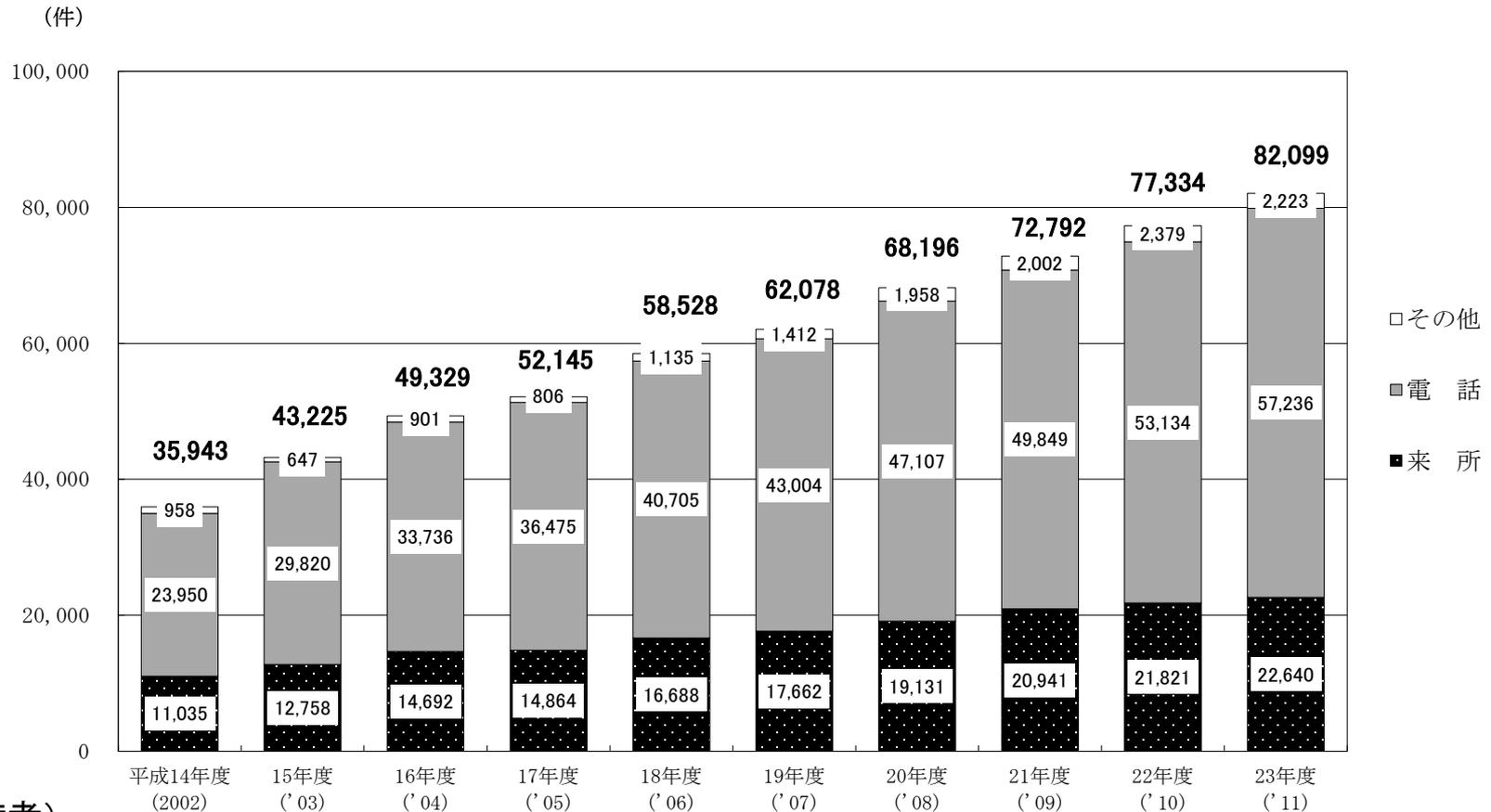
図 異性から無理やり性交された被害の相談先(複数回答)



〈どこ(だれ)にも相談しなかった人の理由〉

- ◆ 恥ずかしくてだれにも言えなかったから 46.2%
- ◆ そのことについて思い出しなくなかったから 22.0%
- ◆ 自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから 20.9%
- ◆ どこ(だれ)に相談してよいのかわからなかったから 17.6%

配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



(備考)

配偶者暴力防止法に基づき、都道府県の婦人相談所など適切な施設が、支援センターの機能を果たしています。市町村が設置している支援センターもあります。相談件数は、平成23年4月1日～24年3月31日の間の、全国の支援センター210か所(うち市町村設置の支援センターは37か所)における件数です。

平成24年版 男女共同参画白書から

□ 配偶者等からの暴力の実態

- 配偶者間における刑法犯(殺人、傷害、暴行)の被害者の91.5%が女性。
- 法施行後平成23年12月末までの間に、発令された保護命令の件数は2万477件。

□ 性犯罪の実態

平成23年中の強姦の認知件数は1,185件。強制わいせつの認知件数は6,870件。

□ 売買春の実態

- 平成23年中の売春関係事犯検挙件数は1,454件。
- 平成23年中の要保護女子総数は1,241人で、そのうち未成年者が占める割合は25.5%。
- 平成23年中の児童買春事件の検挙件数は842件。

□ 人身取引の実態

平成23年中に警察が確認した人身取引被害者の総数は25人。

□ セクシュアル・ハラスメントの実態

平成23年度中の雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントに係る都道府県労働局雇用均等室への相談件数は1万2,228件。

□ ストーカー行為の実態

- 平成23年中のストーカー事案に関する認知件数は1万4,618件。
- 平成23年中のストーカー行為での検挙件数は197件、禁止命令違反での検挙件数は8件。

第3次男女共同参画基本計画の概要

男女共同参画社会とは…

男性も女性も全ての個人が、喜びも責任も分かち合い、その能力・個性を十分発揮することができる社会

第3次男女共同参画基本計画

- ・平成22年12月17日 閣議決定
- ・男女共同参画社会基本法に基づき政府が策定する基本計画

特徴

① 経済社会情勢の変化等に対応して、重点分野を新設

・下記の重点分野のうち、黄色で★が付いているものが新設分野

② 実効性のあるアクション・プランとするため、それぞれの重点分野に「成果目標」を設定

・第2次基本計画の42項目の2倍近い82項目(延べ109項目)の「成果目標」を設定
(※「成果目標」とは、それぞれの重点分野に掲げる具体的施策を総合的に実施することによって、政府全体で達成を目指す水準)

③ 2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標に向けた取組を推進

・中間目標の設定や多様なポジティブ・アクションを推進
・政治、司法、経済分野など、これまで取り上げてこなかった分野や必ずしも積極的ではなかった分野についても、国は積極的に働きかけ

④ 女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ問題」の解消も強調

・女性の継続就業支援や再就職支援等の施策の実施

構成

第1部 基本的な方針

第2部 施策の基本的方向と具体的施策(重点分野)

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画★

第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

第5分野 男女の仕事と生活の調和

第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援★

第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備★

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

第10分野 生涯を通じた女性の健康支援

第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画★

第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進★

第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

第3部 推進体制

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

基本的考え方

- 女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題である。
- インターネットなどの普及により多様化している女性に対する暴力については、新たな視点から迅速かつ効果的に対応することが求められている。
- 暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応することが不可欠である。

成果目標(抜粋)

項目	現状	成果目標(期限)
夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」を暴力として認識する人の割合	58.4% (平手で打つ) 52.5% (なぐるふりをして、おどす) (平成21年)	100% (平成27年)
配偶者暴力防止法の認知度	76.1% (平成21年)	100% (平成27年)

項目	現状	成果目標(期限)
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	21か所 (平成22年)	100か所 (平成27年)
性犯罪被害に関する相談を受けていることを明示して相談を行っている男女共同参画センター	22都道府県 (平成22年)	各都道府県に最低1か所 (平成27年)

施策の実施

○女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- ・広報啓発など女性に対する暴力を容認しない社会風土の醸成
- ・相談・カウンセリング体制等の整備
- ・防犯対策の強化など暴力の発生を防ぐ環境づくり
- ・被害実態の把握など暴力に関する調査研究等

○配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- ・被害者の保護から自立支援まで切れ目のない支援
- ・ストーカー行為等への厳正な対処等

○性犯罪への対策の推進

- ・性犯罪被害者への支援充実
- ・性犯罪捜査体制の整備など性犯罪への厳正な対処
- ・再犯防止対策など加害者に対する対策の推進等

○子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

- ・インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止策など児童ポルノ対策の推進
- ・被害児童への適切な対応等児童買春対策の推進

○売買春への対策の推進

- ・婦人相談所と関係機関との連携強化による売買春からの女性の保護、社会復帰の支援

○人身取引対策の推進

- ・「人身取引対策行動計画2009」に基づく人身取引の防止・撲滅と被害者保護のための効果的な取組の推進

○セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

- ・相談体制の整備など雇用・教育・研究・医療・スポーツ分野等の場における防止対策の推進

○メディアにおける性・暴力表現への対応

- ・インターネット上の児童ポルノ画像等の流通防止対策の推進
- ・メディア産業の性・暴力表現についての流通・閲覧等に関する対策の在り方の検討等

関連法令・計画

□ 関連法令

配偶者暴力防止法、児童虐待防止法、ストーカー規制法、刑法、児童福祉法、児童買春・児童ポルノ法、出会い系サイト規制法、売春防止法、男女雇用機会均等法 等

□ 関連計画

第2次犯罪被害者等基本計画(平成23年3月閣議決定)

児童ポルノ排除総合対策(平成22年7月犯罪対策閣僚会議)

人身取引対策行動計画2009(平成21年12月犯罪対策閣僚会議)

□ 最近の改正(配偶者暴力関係)

出入国管理及び難民認定法

住民基本台帳法、住民基本台帳事務処理要領

児童扶養手当法施行令、国民年金法施行規則

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針

内閣府における女性に対する暴力の根絶に向けた取組

女性に対する暴力とは

- ・ 配偶者からの暴力
- ・ 性犯罪
- ・ 売買春・人身取引
- ・ セクシュアル・ハラスメント
- ・ ストーカー行為

等を含む広い概念

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策

- 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)
 - 平成16年に議員立法により一部改正(平成16年法律第64号)
 - 平成19年に議員立法により一部改正(平成19年法律第113号)
※平成19年7月11日公布、平成20年1月11日施行
- 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(法律第2条の2)
 - 平成16年12月2日(内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)
 - 平成20年1月11日(内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)
- 3 地方公共団体及び民間団体の取組の促進
 - 必要な助言、配偶者暴力相談支援センターへの相談件数等の取りまとめ
 - 職務関係者に対する研修
 - ・ 官官・官民連携促進ワークショップ
 - ・ 若年層を対象とした交際相手からの暴力の予防啓発 指導者研修
 - 東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業
- 4 広報啓発
 - 配偶者暴力防止法の内容の周知を徹底
 - 男女共同参画局のホームページにおいて、法律、制度、関連通知等に関する情報を提供
 - DV相談ナビによる相談機関の案内【Tel:0570-0-55210(ここにでんわ)】
- 5 調査研究の推進
 - 男女間における暴力に関する調査

女性に対する暴力をなくす運動

- 平成13年6月5日 男女共同参画推進本部決定
- 毎年11月12日～25日(25日:女性に対する暴力撤廃国際日)

女性に対する暴力に関する専門調査会

【設置】平成13年4月、男女共同参画会議の下に設置。

【構成】有識者13人により構成

【調査検討内容】

配偶者からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の各分野の施策の在り方などについて調査検討を行う。

法の施行状況等について調査、審議を行い、同法及び関連する施策に関する課題を整理

女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議

【設置】平成12年8月、男女共同参画推進本部に設置。

【構成】内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、最高裁判所(オブザーバー)

性犯罪対策

- 男女共同参画センター相談員等に対する研修
- 調査研究

人身取引対策

- 「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」に参画
- 女性に対する暴力の観点から、人身取引根絶に向けての広報啓発(ポスター及びリーフレットの作成)を担当



10人

女性の約10人に1人が「配偶者からの暴力」に悩み、苦しんでいます。

どんな暴力でも、我慢しないで、話してみてください。

DV 0570-0-55210

●お近くの相談窓口をご案内いたします。

あの…わたし…

女性に対する暴力をなくす運動

平成24年11月12日～25日

□ パープルライトアップ

東京タワー



女性に対する暴力をなくす運動

平成24年 11月12日[月]～11月25日[日]
配偶者からの暴力、強姦罪、強姦罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為や人身取引等、女性に対する暴力は、女性の人格を侵害するものであり、決して許される行為ではありません。

内閣府
配偶者からの暴力被害者支援センター
<http://www.gendai.go.jp/~con/center.html>

内閣府
配偶者からの暴力被害者支援センター(警察連絡サイト)
<http://www.gendai.go.jp/~con/1124/1124center.html>

男女共同参画推進本部

～7月14日の0時20分～27日0時00分までテレビ朝日にて放送～

□ 政府広報

- ネット動画「我慢しないで相談を 女性に対する暴力をなくそう」(掲載日:H24.11.12) <http://www.gov-online.go.jp/pr/media/itvemb/shiritai/index.html>
- ラジオ「我慢しないで！あなたが受けているのは暴力です！」(放送日:H24.11.10・11) <http://www.gov-online.go.jp/pr/media/radio/bj/backnumber/201211.html>



「女性に対する暴力」を根絶するための課題と対策～性犯罪への対策の推進～

背景

- **長期にわたる精神的被害** [4頁]
若年層の被害が多く、その後の健全な育成への影響が懸念
(強姦 **42.4%** 強制わいせつ **53.5%**) ※ 被害者に占める未成年者の割合
〔資料10〕警察庁の統計を基に算出
- **被害の潜在化** [4頁、17頁]
※〔資料9〕内閣府 平成23年度「男女間における暴力に関する調査」より
異性から無理やり性交された経験を持つ女性 7.7%
うち相談した割合：**28.4%**〔誰にも相談しなかった割合：**67.9%**〕
相談先：友人・知人 **18.7%** 警察 **3.7%**
相談しなかった理由：恥ずかしくて言えなかった
そのことについて思い出したくなかった
- **面識ある者からの加害行為** [17頁]
76.9% ※ 「異性から無理やり性交された経験を持つ女性」のうち、加害者と面識があった者の割合〔資料9〕
(強姦 **41.3%** 強制わいせつ **22.8%**) ※〔資料10〕警察庁の統計を基に算出

◆ **認知・検挙件数** ※〔資料10〕平成23年中 警察庁の統計より

	認知件数	検挙件数
強姦罪	1,185	993
強制わいせつ罪	6,870	3,550

◆ **起訴・不起訴の状況** ※〔資料10〕平成22年中 法務省の統計より

	起訴〔起訴率〕	不起訴		
		起訴猶予	嫌疑不十分	告訴取消等
強姦罪	414〔47.0%〕	7	243	165
強制わいせつ罪	1,329〔58.5%〕	70	144	673

◆ **被疑者の初犯者・再犯者別** ※〔資料10〕平成22年中 警察庁の統計より

	総数	初犯者	再犯者
強姦罪	803	349	454
強制わいせつ罪	2,189	1,243	946

【第3次男女共同参画基本計画】

(平成22年12月17日閣議決定)〔資料3〕

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
3 性犯罪への対策の推進

ア 性犯罪への厳正な対処等 イ 被害者への支援・配慮等
ウ 加害者に関する対策の推進等 エ 啓発活動の推進

【内閣府「パープルダイヤモンド-性暴力・DV相談電話-」事業】

〔資料8〕

- ◆ H23.2.8～3.27 原則24時間相談に対応
- ◆ 強姦・強制わいせつに関する相談 **540件**
相談者：10代 **15.0%** 20代 **27.8%**
⇒ **性犯罪被害を潜在化させず支援を受けられる体制づくりが課題**

報告書の内容

◆ **潜在化を防ぐための性犯罪に対する厳正な対処と被害者への支援・配慮が必要** ◆

I 性犯罪への厳正な対処等

＜強姦罪の見直し＞

- **非親告罪化** ※ 親告罪とは、告訴がなければ公訴を提起することができない罪
・ 委員の中では、被害者の負担を考慮する被害者保護や、性犯罪の厳正な対処を図る観点から、現行の親告罪を非親告罪化することが有意義であるとの見解が多い。
- **暴行又は脅迫を用いない姦淫によっても強姦罪が成立する年齢**
・ 委員の中では、特に低年齢の被害者保護の徹底、性犯罪の厳正な対処の観点から、暴行又は脅迫を用いなくとも姦淫によって強姦罪が成立する年齢（現行は13歳未満）を、一定程度引き上げる方向に意義があるという見解が多い。
- **強姦罪の構成要件**
・ 「暴行又は脅迫を用いて」「女子」「姦淫」要件について各見解の提示
- **今後について**
・ 法務省において多様な論点を尽くした検討が行われることとなるが、その際、当専門調査会の調査検討結果を踏まえて行われるよう期待

＜証拠の採取と保全＞

- 性犯罪被害者が長期間告訴を決断できない、又は告訴したくとも困難である場合があり、被害直後に証拠の採取を適切に行い、長期間適正に保全する対策が必要
- ・ 資機材の整備、証拠採取・保全が可能な人材及び機関の養成
 - ・ 性犯罪被害者が警察への通報を希望しない場合における試料の保管の在り方の検討

＜指導的立場にある者等による性犯罪の防止等＞

- 指導的立場にある者等による性犯罪は、その優位な立場等を利用するもので、被害者にとっては、被害を言いにくい、被害を信じてもらえないなど被害を訴え出ることが困難な状況に置かれ、被害がより潜在化・継続化・深刻化する傾向が懸念
- ・ 事案の顕在化を促すことを第一に考えていくことが必要
 - ・ 教育委員会等による適切な調査、関係者の意識改革、相談の啓発

II 被害者への支援・配慮等

＜ワンストップ支援センターの設置促進等＞

- 性犯罪被害者は、被害直後にどこで支援を受けられるのかわからず、又は複数の支援機関等を訪れるなどの状況にあるため、縦ぎ目のない支援を提供するための人と場所の確保が課題
- ・ 急性期対応として、ワンストップ支援センターの取組を手引を基に普及促進
 - ・ 関係機関のネットワークを活用した取組の推進、専門家の育成等

＜被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進＞

- 性犯罪被害者は、刑事手続の煩雑さ、事情説明の繰り返し又はプライバシー事項に関する説明による負担を抱えるとともに、捜査・公判の段階で二次的被害を受ける懸念
- 捜査・裁判手続等における性犯罪被害者の負担の軽減～事情聴取の重複軽減、弁護士による支援の充実
 - 二次的被害防止のための取組～捜査・司法関係者の研修の充実

＜診断・治療等に関する支援、専門家の養成等＞

- 専門的知識と技能に裏付けられた診療・治療等に関する支援が提供されなければ、性犯罪被害者の十分な回復は困難であるため、制度運用の充実や対応の改善が必要
- 医療機関における支援体制の整備等～専門性の高い医療関係者の育成、性犯罪被害者への対応が可能な医療機関情報の提供の充実
 - 医療費の公費負担制度の統一的運用の徹底～要件の統一や充実を図るための検討

III 加害者に関する対策の推進等

新たな性犯罪の発生防止には、性犯罪に対応した再犯防止対策が必要～対策の徹底及び検証

IV 啓発活動の推進

性犯罪は許されるものではなく、その発生防止は国民一人一人の責務であるとの意識啓発が不可欠、支援の取組を推進するためにメディアが果たす役割は大きい

若年層を対象とした 女性に対する暴力の予防啓発

- 教材キットの配布（ダウンロードして御活用下さい）
（全国の高校、大学、法務局、少年院、男女共同参画センター等）
- 交際相手からの暴力予防啓発指導者研修の実施

人と人との
よりよい
関 係 を
つくるために

交際相手と必ず必要な関係を築いていくには

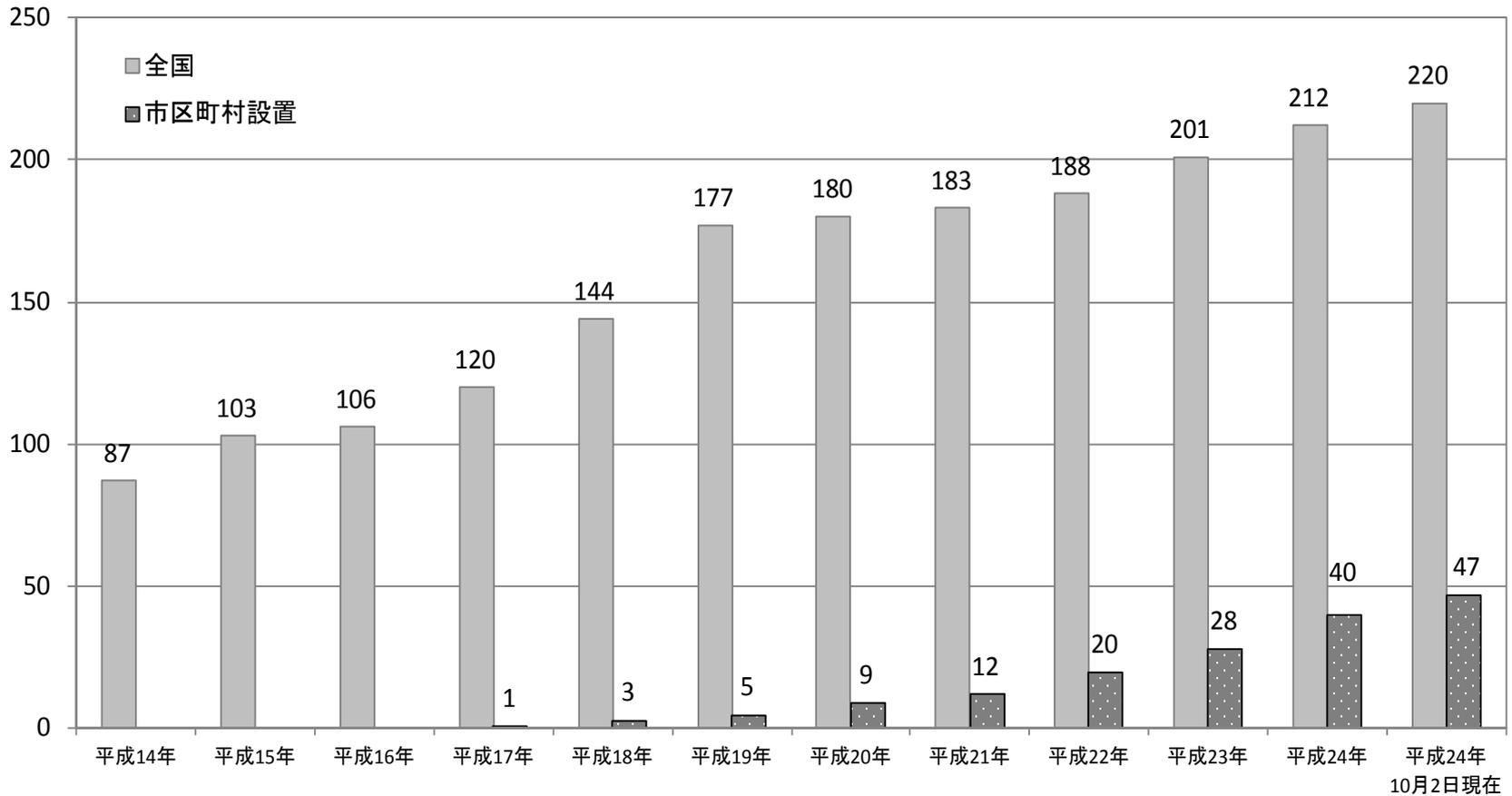


内閣府男女共同参画局



配偶者暴力相談支援センター一数の推移

(か所)



※「平成14年」～「平成24年」は4月1日現在

DV相談ナビ

1. 目的

「どこに相談したらよいか分からない」という被害者を、相談機関につなぎ、支援等に関する情報を入手し易くするため、自動音声により、指定の地域の最寄の相談窓口を案内・転送する電話番号案内サービスを実施

2. 概要

(1) 仕様

全国統一のダイヤル(0570-0-55210(ここにでんわ))を設定し、自動音声により、指定の地域のある相談窓口に直接転送又は紹介する。

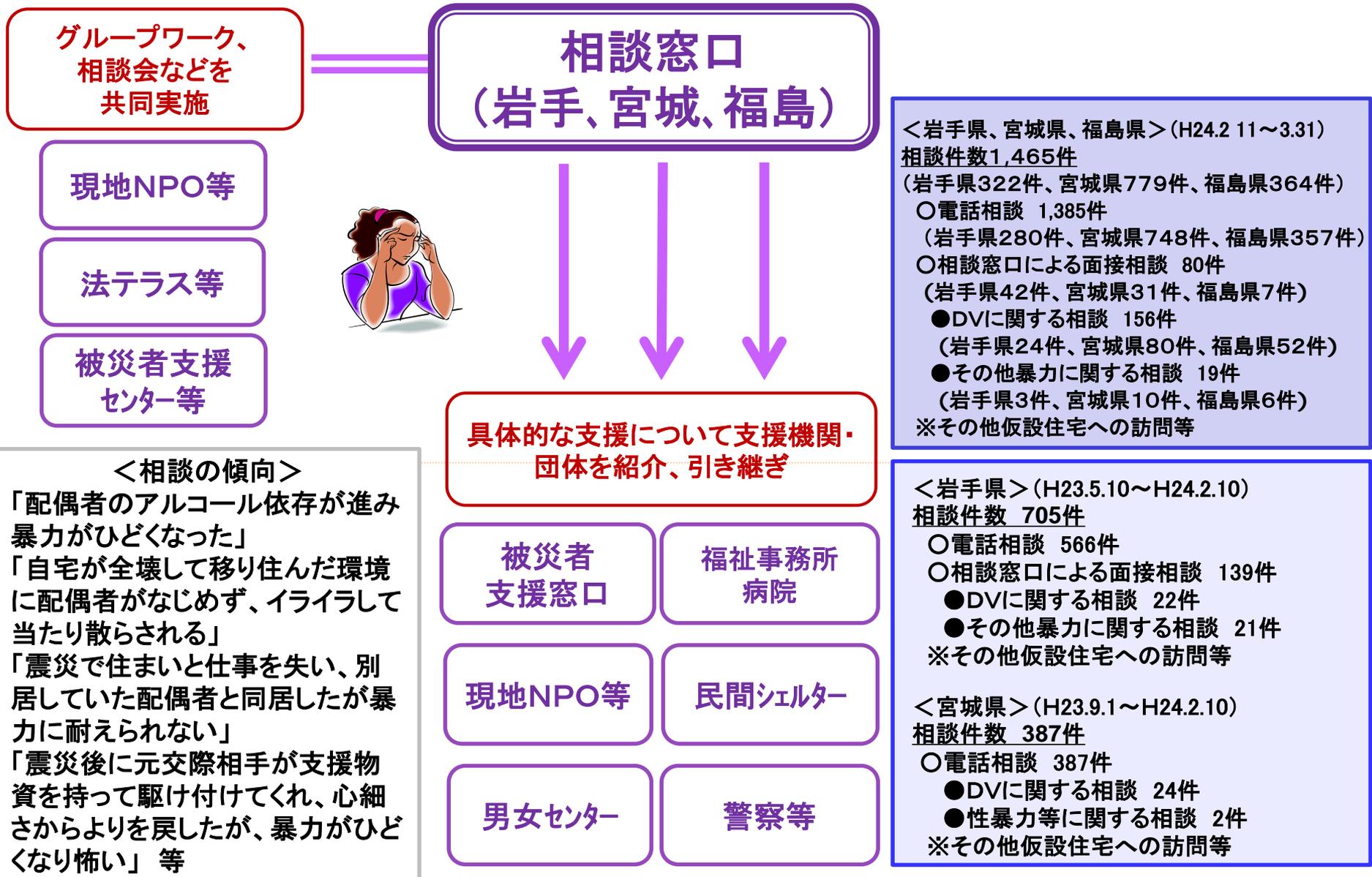
(2) 検索方法

- ア 郵便番号検索: 郵便番号の上3桁を入力し、地域を指定する。
- イ 地域区分検索: ブロックや都道府県から地域を絞って検索する。

(3) 案内する情報

配偶者暴力相談支援センター等、全国の約1,100か所の相談窓口の電話番号及び相談受付時間

被災地における女性の悩み・暴力相談事業



内閣府男女共同参画局ホームページ

<http://www.gender.go.jp/index.html>

- 第3次男女共同参画基本計画
<http://www.gender.go.jp/kihon-keikaku/3rd/index.html>
- 平成24年版男女共同参画白書
<http://www.gender.go.jp/whitepaper/whitepaper-index.html>
- 女性に対する暴力の根絶
http://www.gender.go.jp/main_contents/category/boryoku.html
- 配偶者からの暴力被害者支援情報
<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>
- 報告書「女性に対する暴力」を根絶するための課題と対策～性犯罪への対策の推進～
http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/boryoku/houkoku/index_hbo07.html
- 若年層を対象とした交際相手からの暴力の予防啓発教材
<http://www.gender.go.jp/dv/yobou/index.html>
- 男女間における暴力に関する調査報告書
http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/h24_boryoku_cyosa.html
- 男女共同参画の視点を踏まえた東日本大震災への対応
<http://www.gender.go.jp/saigai.html>